

こうとうの女性

根絶

配偶者や恋人からの暴力

個人の尊厳を害し、児童虐待になるDV

あらゆる暴力は、人権を侵害する行為です。理由や相手を問いません。配偶者や恋人から受ける暴力は表面化せず、長期化する傾向にあります。ひとりで悩まず、公的な相談窓口をご利用ください。

な暴力、③いやがる性行為を強要する性的暴力、なども含みます。

子どもにとって、両親の暴力や暴言を目撃することは、心理的虐待にあたり、長期的な影響を及ぼします。

DVの子どもへの影響

近頃、頻繁に耳にする「DV」という言葉。DVとは、ドメスティック・バイオレンスの略で、配偶者や恋人など、親密な関係にあるパートナーや過去にそのような関係にあった人から振るわれる暴力のことです。

DVは、家庭内の問題であるため被害者は他人に相談することを避け、表面化しにくいという現状があります。



女性のなやみとDV相談

啓発カードを作成

まずは相談を

身体的暴力以外もある DVの形態

平成13年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」には、配偶者からの暴力は被害者の個人の尊厳を害することであり、暴力を防止し被害者を保護する施策の必要性がうたわれています。

DV行為とは、①殴る・蹴るといった身体的な暴力以外に、②大声で怒鳴る、生活費を渡さない、友人との付き合いを制限するといった精神的

DV被害者には、誰に相談してよいかわからず一人で悩みを抱えてしまうということが多く見受けられます。そこで区では、「女性のなやみとDV相談」の啓発カードを作成しました。このカードは、区役所をはじめ、区内出張所、図書館の女子トイレなどに設置してあります。

「江東区女性のなやみとDVホットライン」は、DV相談専門の相談員が対応しています。秘密は厳守いたしますので安心してご利用ください。



父子でじょうつかみに熱中！母親に偏りがちな子育ても父親の積極的な参加が求められます。

男女共同参画に関する意識実態調査

区では、男女共同参画施策の基本資料とするため、意識実態調査（実施期間10月9日～10月30日）を行いました。これは、区民が男女共同参画社会にどのような意識を持っているのか、また企業における取組状況などを調べることで、今後の行動計画に反映す

るためのものです。無作為で抽出した区民2千人、企業1千社に対して実施しました。ご協力いただいた皆様方、本当にありがとうございました。調査結果等につきましては、まとまり次第ご報告いたします。

DV相談窓口一覧

●江東区女性のなやみとDVホットライン

☎ 3647-9551 月～金 9～12時、13～17時、土 9～12時

●江東区女性のなやみとDV相談(面接相談要予約)

☎ 3647-9551 月～土 時間は予約時にご確認ください 保育有(1才以上未就学児 要事前予約)

●江東区女性のための法律相談(要予約)

☎ 5683-0341 (男女共同参画推進センター) 女性弁護士がDVほかの法律的な問題にアドバイスします。水 13～16時

●保護第一課(深川地区にお住まいの方)

☎ 3645-3106 月・火・木・金 9～17時

●保護第二課(城東地区にお住まいの方)

☎ 3637-2707 月・火・木・金 9～17時

●配偶者暴力相談支援センター

☎ 東京ウィメンズプラザ ☎ 5467-2455 9～21時(年末年始を除く)
☎ 東京都女性相談センター ☎ 5261-3110 9～20時(土・日・祝日・年末年始を除く)

●女性の人権ホットライン

☎ 0570-070-810 (法務局人権擁護部) 月～金 8時30分～17時15分(祝日・年末年始を除く)

●DV相談ナビ

☎ 0570-0-55210 自動音声により指定の地域の最寄りの相談窓口を案内

【夜間・緊急時】

警察(事件発生時) 110番 東京都女性相談センター ☎ 5261-3911

※相談は全て無料です。



10月4日、砂町地区まつりにて、仙台堀川「じょうつかみ」の様子。

区では、配偶者からの暴力（DV）のため、住民登録がないまま区内に避難をしていて定額給付金及び子育て応援特別手当を受け取れない世帯に対し、臨時生活給付金として相当額の支給を行いました（9月17日で申請受付は終了しています）。